



議会だより

●平成二十年第三回定例会

●もくじ

| | |
|--------------------------|------|
| 審議された議案と結果…………… | P 2 |
| 一般質問…………… | P 6 |
| 町村合併問題等特別委員会報告…………… | P 9 |
| 編集後記…………… | P 10 |
| (表紙写真 鈴川小学校開校百周年記念式典) | |

第128号

平成20年12月

発行 / 喜茂別町議会 編集 / 喜茂別町議会
議会広報編集委員会



平成20年第三回定例議会

審議された議案と結果

第三回定例会は、9月25日から26日の2日間の会期で行われ、冒頭、町長より、農作物の作況状況、まちづくり事業の進捗状況、公的病院・診療所に対する財政処置にかかわる中央要請活動、第1回留寿都村・喜茂別町合併協議会の概要など4件、教育長より、平成20年度全国学力学習状況調査について行政報告があり、続いて、館内・富田議員による一般質問が行われました。

議案の審議については、決算特別委員会（日下博文委員長）に付託された、平成19年度の各会計決算認定を除く、報告1件、議案15件、選挙1件（北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙）、意見案4件が審議され、いずれも原案どおり可決されました。

報告 第1号

平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率について

本年4月の地方公共団体財政健全化法の施行に伴い、決算に基づく、健全化比率並びに資金不足比率について、毎年度、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表することが義務づけられました。

最近、多くの自治体が財政破たん状態にあることから、財政的な破たんを招かないよう、早期に財政を是正する仕組みを作ることを目的としており、判断基準として、実質赤字比率（一般会計の実際の赤字の比率）、連結実質赤字比率（すべての会計を含めた実際の赤字の比率）、実質公債費比率（借金返済額が財政規模に占める割合）、将来負担比率（借金残高が財政規模に占める割合）の4つ

認定 第1号

の健全化判断比率と資金不足比率となっております。本町の財政状況は、楽観視はできないが、いずれの基準数値も下回っており、このまま健全化判断比率等の各指標が推移すれば、財政健全化計画等の策定は必要ないと、町より報告を受けております。

報告済み

認定 第2号

平成19年度喜茂別町一般会計歳入歳出決算認定について

認定 第3号

平成19年度喜茂別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定 第4号

平成19年度喜茂別町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定 第5号

平成19年度喜茂別町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定 第6号

平成19年度喜茂別町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

（認定第1号から認定第6号までの各会計の決算認定については、決算特別委員会に付託され、審議されること

議案
第1号

になりました)

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

池田正宏さん 字鈴川6番地の3

任期 平成20年10月1日から

平成24年9月30日まで

原案同意

議案
第5号

喜茂別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

北海道乳幼児医療給付事業の対象年齢が拡大されたことに伴い、条例の改正を行うものです。

原案可決

議案
第2号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中島栄子さん 字喜茂別22番地の12

任期 平成20年10月1日から

平成24年9月30日まで

原案同意

議案
第6号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成18年度から、国家公務員の休息時間が廃止されたことに伴い、本町職員の休息時間を10月1日から廃止するため、条例の改正を行うものです。

原案可決

議案
第3号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

重田 努さん 字喜茂別25番地の39

任期 平成20年10月1日から

平成23年9月30日まで

原案同意

議案
第7号

喜茂別町土地開発公社の解散について

喜茂別町土地開発公社は、昭和49年8月30日に設立され、公共用地等の取得、管理、処分等を行ってきましたが、10年以上にわたって事業実績が無いことや、今後においても大規模な公共用地取得計画の予定が無いことから、解散するものです。

なお、公社の現金、預金等の残余財産については、公社への唯一の出資者である町に分配し、町の歳入とすることになっております。

原案可決

議案
第4号

喜茂別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

北海道重度心身障害者医療給付事業の対象となる者が、これまでの身体障害者及び知的障害者に、新たに精神障害者を加える、対象者の範囲の拡大に伴い、条例改正を行うものです。

原案可決

議案
第8号

北海道市町村備荒資金組合同約の変更について

財政健全化法の施行に伴い、財政再生判断基準が基準以上になるおそれがある自治体に対して、財政再生団体指定回避の緊急避難的な措置として、当該団体が、これまで備荒資金組合に納付した額を、返還できるようにす

議案
第9号

るため、規約を改正するものです。
 なお、規約の変更については、北海道内の構成市町村のすべてが規約の変更を議決し、知事に申請を行い、許可を受けた上での施行となります。

原案可決

平成20年度喜茂別町一般会計補正予算（第6回）

喜茂別厚生医院の、平成19年度損失金4千6百94万4千円、福祉灯油助成費1百63万8千円、中山峠高原ホテル及び喜茂別小学校の施設の修繕費3百80万円など、合わせて5千8百27万3千円を増額し、予算総額は25億4千2百10万7千円となります。

原案可決

議案
第10号

平成20年度喜茂別町老人保健特別会計補正予算（第1回）

平成19年度老人医療費給付費等の精算による国・道等への返還金8百42万5千円、一般会計への繰出金分6百36万4千円を増額し、予算総額は7千3百96万6千円となります。

原案可決

議案
第11号

平成20年度喜茂別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

後期高齢者医療保険料の軽減率の拡大に伴い、印刷等の事務経費26万円、保険基盤安定繰入金（軽減分）15万1千円を増額し、予算総額は3千2百68万円となります。

原案可決

議案
第12号

平成20年度喜茂別町簡易水道事業等特別会計補正予算（第2回）

国道230号市街地区交差点改良工事に伴う、水道配水管の移設工事及び建設課の本庁舎移転に伴う、中央監視システム移設工事費として3百50万円を増額し、予算総額を8千2百31万5千円とするものです。

原案可決

議案
第13号

平成20年度喜茂別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）

国道230号市街地区交差点改良工事に伴う、下水道工事費として50万円を増額し、予算総額を2億1千3百33万円とするものです。

原案可決

議案
第14号

工事請負契約の締結について

契約の目的 喜茂別デジタルテレビ中継局改修工事
 契約金額 5千8百80万円
 契約相手方 (株)エヌエイチケイアイテック札幌支社
 契約の方法 随意契約

原案可決

議案
第15号

工事請負契約の締結について

契約の目的 南喜茂別デジタルテレビ中継局改修工事
 契約金額 5千5百65万円
 契約相手方 (株)エヌエイチケイアイテック札幌支社
 契約の方法 随意契約

原案可決

選挙
第1号

北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

北海道後期高齢者医療広域連合議会の町村議会議員の区分において、候補者が定数1を超える2名となったことから、北海道内の各町村議会において選挙が行われることになったものです。

立候補者氏名

松井宏志（鶴居村議会議員） 9票
渡辺正治（余市町議会議員） 1票

意見案
第1号

道路整備に必要な財源の確保に関する意見書

提出者 日下博文議員
賛成者 越後耕司議員 富田泰光議員

意見案
第2号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

提出者 山下秀喜議員
賛成者 鹿討成幸議員 菊地光男議員

意見案
第3号

地方費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備を求める意見書

提出者 新居修二議員
賛成者 日下博文議員 山下秀喜議員

意見案
第4号

生産資材価格高騰対策・国内農業生産基盤の確保実現に向けた意見書

提出者 越後耕司議員
賛成者 日下博文議員 館内 榮議員

（いずれの意見案も原案可決）

前回発行の、議会報第127号中、報告第1号一般会計補正予算（第1回）の専決処分において、町の代理人である、弁護士に対する委託料の金額52万5千円と、補正後の予算総額23億3千9百60万1千円を記載しておりませんでしたので、お詫びを申し上げ訂正させていただきます。



鈴小学芸会

一般質問

要旨



館内 榮議員

本町の農業振興策について

本年は、中国の餃子事件の影響もあり、また雪解けも例年より半月以上も早く、農業者は今年の農産物に期待をしていたと思いますが、遅霜の被害等により、グリーンアスパラなどは大幅な減収と聞いております。

また、夏野菜大根、トマト、絹さや豆の価格も低迷していることから、今年の冬をどう乗り切ったらよいか悩んでいるとの話もよく耳にします。

生産資材の価格も、肥料などは6割以上も値上がりし、手に入らない資材もあると聞いております。

このような中、来年の営農計

画すら立たないのではないかと、農業者の間で危惧している状況であります。

そこで、町が、農業経営者に対する、無利子の貸付金制度なり、肥料代の一部補助の実施の有無について伺います。

また、広報きもべつ9月号の中で、町長はいろいろ述べておりますが、新しい作物に挑戦する余裕さえ無いのが、今日の農業者の現実であると思います。

町内を回り、農業者と話を交わす中で、20年前と比べて、年々農業者の生活が苦しくなったという話がよく出てきます。

この町の経済の基本は、農業だと思えます。

農業が元気になれば、商店も活性化し、後継者も少しづつ増えてくると思えます。

町の財政も厳しい中ではあります。町が試験圃場なり、新たな取り組みをする考えは無いのか伺います。

菅原町長

現在の農業を取り巻く情勢は原油及び資材の高騰により、議員ご指摘のとおり、非常に厳しい状況にあります。

については、本町の基幹産業である農業を守るため、財政的な支援を行う考えはないかとの質問であります。このたびの状況から、速効性のある財政的支援の必要性というものは、当然考えられるところではあります。が、資材価格がおよそ6割も高騰し、さらに、この状況が短期的に収束する見通しが無い中で町単独による効果的な財政支援を行うことは難しいと考えております。

現在、北海道に設置されました、原油原材料等価格高騰対策本部において、国費による支援対策の要請活動を強めているところでもありますので、本町といえども、全道の市町村と協力しながら、北海道の要請運動をバックアップしていきたいと考えております。

さらに、根本的な構造改善として、土壌診断による過剰施肥の見直しや、化学肥料の代替えとして、家畜堆肥などの有機資

材の有効活用などにより、経営効率の改善を図る取り組みについても、検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、町が試験圃場を保有することへの質問ですが、現在、本町の農業の特殊性から高収益作物の新規導入に関わる支援事業に取り組んでおり、先進地視察や試験栽培にかかる経費に対する補助の要綱を定めたいと考えております。

この新規作物導入にあたっては、試験圃場を確保し、栽培に関する実証試験を行うことが必要となつてまいりますが、町がその圃場を保有することは、管理や経費の面から難しいと考えております。

については、現在、行っております、後志農業改良普及センターの検討課題解消に向けた実証試験や中央農業試験場などの関係機関との連携により実施してまいりたいと考えております。

なお、新年度予算の編成にあたっては、ただ今のご質問の趣旨を参考とさせていただきますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

再質問

館内議員

先日の農業新聞に載っていたある町では、農業は町の基幹産業であるから、町の財政は大変厳しいが、農家が来年、再生産ができるよう、限らないサポートをしたいということで、肥料代の補助として3千万円ほどの予算案を町議会に提案する予定と報じられております。

本町は、昨年度に引き続き今年度も、農業予算はかなり減っております。

そういう中で、営農資材の何パーセントになるかはわかりませんが、少額でも補助を行うことが、農家の人たちが意欲を持つて再生産できることにつながるのではないかと思います。そのへんの考え方を、再度伺います。

菅原町長

館内議員の考え方は、私も同感でありまして、農業が基幹産業であるということは、農業地を持つているところであれば、考え方に変わりはないものと思

っております。

農業新聞等については、拝見させていただいておりますが、私の考えでは、もし、その町で各農家の方々に補助することになって、何十万円かのレベルで終わるのではないかと思っております。

それが、そのままずっと続けてやるのかどうかは、決まっておりますませんが、単に、その時だけの政策というようなことでは私は、農業というのは済まないのではないかという考え方を持っております。

先ほども、お答えしましたように、来年度等については、冷害やあるいはこれからも長い間続けていける農業を目指した時には、土自体の力を持たせることが必要だろうと思っております。

この点については、財政的な厳しさはありますが、これまでいろいろの整理をしてきた中で、今後、農業の方に取り組んでいける考え方は、この春からと思っておりますので、これらを含めて、来年度に向けて議論はしていきたいと思っております。



富田泰光議員

冬季の除排雪について

9月も終わりを迎える中、例年になく暖かい日が続く、このまま冬が来なければ良いものだと考えておりますが、嫌でも降雪の時期はやってきます。

町内では、小学校の通学路となる国道230号、道道喜茂別停車場線の道路改良による新たな街づくりが始まっております。

その中で、それぞれの事業が完了するまで間の、歩道部分の除雪というものは確保されるのでしょうか。

道道については、数年前より町長自ら、北海道との交渉を行い、除排雪事業の、町への移管をお願いしてりましたが、今シーズンについては、どのようになるのか、お尋ねします。

また、国道においても、流雪

溝が整備されているために、歩道の除雪が不十分となる場合もあるかと思いますが、町としてどのように対応するのかお尋ねします。

続いて、町内の除排雪について、平成17年度より民間への委託を始めて3年が過ぎました。

大雪や暖冬を繰り返し、その都度、町民の利便性に添えてきておりますが、この委託事業についての除排雪体制、パトロール体制、機械の体制など、予算編成について、どのように、この3年間を検証されているのかお尋ねします。

菅原町長

4点に整理させていただきます、答弁させていただきます。

1 点目といたしまして、国道230号市街地区交差点改良工事と道道交差点改良工事が完成するまでの間の、歩道の除雪の確保については、工事が冬期間に及ぶことが想定されますことから、工事完了までの間は、通行に支障がないよう、除雪することを小樽開発建設部と、北海道土木現業所に確認をいたしており、その実施について、本町

としても注意をしまいたいと存じます。

2点目の、道道喜茂別停車場線の除排雪業務の町への移管については、町道と一体的に除排雪することにより、効率化や地域の安全性を考え、北海道にこの路線の除排雪を町に委託するよう、正式に後志総合開発期成会の要望項目として、支庁、議長が一丸となり、要望してきたところであります。

北海道土木現業所からは、モデルケースとして、空知管内の奈井江町、浦臼町内にある道道の維持管理を両町に移管しているが、まだ試行段階なので、もう少し検証を重ねてから結論を出したい。については、今年度は道道喜茂別停車場線の除排雪業務の町への委託は見送るが、前向きに検討させてほしいとの、正式文書による見解を得ており、本路線の除排雪を受託できるよう、引き続き関係機関に働きかけていきたいと考えております。

3点目の、国道流雪溝整備後の歩道の除雪について、小樽開発建設部は、流雪溝が設置されている箇所においては、地先の住民に歩道の除雪を行ってもらうのを原則としている。

しかしながら、高齢化や空き家等で、どうしても歩道の除雪ができない箇所については、小樽開発建設部で除雪を行うこととしたい、ということでございます。

道道につきましては、二重投資となりますことから、流雪溝設置個所の歩道除雪は行わないという、北海道土木現業所の見解を得ておりますので、道道の流雪溝設置箇所、空き家等により通行に支障となる箇所においては、町で除雪を行うよう検討してまいります。

4点目の、町の除排雪体制及び機械体制については、町が所有するトラック2台、グレーダー、ドーザー、ロータリー、小型ロータリー、ブルドーザー各1台を、受託業者に貸与し、業者所有の除雪機械と併せて、平成19年度は町内を7つの工区に分け、除雪を行っております。

受託業者からは、作業日報と併せ、除雪機械のタコメーターを提出させ、稼働時間が適正になっているかどうかの検証を行っております。

また、職員等のパトロールにつきましては、降雪時に受託者と連携を図りながら行ってまい

りましたが、除排雪に対する住民からの苦情や契約外の配慮など、細かな点で反省すべき点があるとの考えから、北海道が示します基準の準用を適宜見直してまいりましたが、今後とも、予算の範囲において、より合理的な編成を行ってまいります。

さらに、大幅な除排雪単価や除排雪範囲の変更があれば、受託業者の選考については、効果公正を担保するため、本町の入札手法を見直すなど、努力を行ってまいります。



文化祭（喜高ハンドベル演奏）

最後になりますが、道路行政のあり方は、住民の皆さんにとって、大切な関心事でありますので、本町として可能な限りの取り組みを行ってまいります。町民の皆様にも、高齢者、単身者が多くなっている昨今でありますので、隣同士で協力し合いながらの除排雪に、ご協力いただきますことをお願い申し上げます。

再質問

富田議員

ただ今の答弁の中で、工事期間中の国道、道道の歩道の確保については、国、道が自ら行うとの返事をもらっているとのことですが、道道の部分の流雪溝のある場所については、原則やらないので、町の方で今シーズンから対応するとの答弁であったかと思えます。

振り返りますと、2月、3月のころ、国道230号に面する元の木村楽器店、富士ハイヤー、村上電気店の3箇所については歩道部分の除雪が、きめ細やかではなかったという、反省点があります。

交差点でもありますので、このへんの検証の中で、パトロー
ル体制も含め、民間に委託され
ていることから、委託業者の判
断であったのか。

また、2月・3月の反省に立
つて、今シーズンの除雪を、す
るかしんないかの判断はどうされ
るのかお尋ねします。

菅原町長

ご指摘ありました歩道の関係
については、空き家が多いた
めに、除排雪等がなおざりにな
っているという箇所が、かなり見
受けられました。

これらは、故意にやっている
わけではなく、これはもう、一
つうちの町の現象として捉え
ていかなければならないと思っ
ております。

昨年より、小型ロータリーが
入れるところは、入って歩道の
確保をしております。

特に、幸町から街に入ってく
る方々、あるいは厚生クリニッ
ク等がありますので、そこへの
道道につきましては、町自ら進
めております。

除雪をしないかの判断
については、業者の助言等もい

ただいておりますし、町自ら回
つて判断をしているところもあ
りますが、富田議員ご指摘のと
おり、そのへんの納得をいただ
けない部分が多々あったのでは
ないかと思っております。

今後、質問の趣旨を十分踏ま
えて検討をしていきたいと思っ
ております。

この問題は、町政懇談会でも
町営でやっていた時の差とい
うものを、ご指摘をいただいた
るところですが、これも経費の
削減等も含めて、私としては最
大限、いい関係をこれからも構
築してまいりたいと思っております。

私も、冬になれば、できるだ
け自ら回って歩くということをや
っておりますが、町民の皆様
方から、直接いろんなご要望が
あるうかと思しますので、そ
ういう点についても、耳を傾け
ていきたいと思っております。



町村合併問題等特別委員会報告

8月以降の合併に対する議会・特別委員会の取り組み

合併協議会の設置を議決

8月29日、
臨時議会で、留寿都村・喜茂別
町合併協議会（法定協議会）設置
を、全会一致で可決しました。

閉会后、合併協議会規約により
合併協議会の委員となる松田議
長と、議長が推薦する議員の合併
協議会委員として次の各議員が
議長より指名されました。

松田 薫 議長
新居 修二 副議長
戸井 博志 議員
鹿討 成幸 議員
日下 博文 議員

合併協議会での 協議の情報を共有

合併は、合併協議会の協議が整
つてから、議会が合併することを
議決して、初めて合併をするとい
うこととなります。

（ただし、議会の議決後、道や
国の手続きはあります。）



議員研修（合併後の北斗市）

したがって今回の留寿都村と
の合併も、両町村の議会選出の委
員や、町長の推薦した住民代表の
委員の方々による、「合併を、この
ような形でする」という協議を終
えたのち、議会でそのような形で
合併をすることの是非を判断す
ることになります。

合併協議会には、5名の議員が
委員として協議に加わっていま
すが、合併の最終判断を議会が行
うということから、全議員が合併
協議会の協議の内容や、議論の過
程などを把握することが重要に
なつてきます。



喜小学芸会

特別委員会では、法定協議会で協議されている資料を全議員に配付するとともに、協議会での協議の結果の報告と、質疑、意見交換などを行っています。

これまで、合併の方式、合併期日、新町の名称、事務所の位置の基本4項目の協議内容の報告や、字名についての意見交換を行っています。

また、まだ合併協議会での協議はされていませんが、合併後の、議員定数や、在任特例、選挙区などについて議論をおこなっています。

北斗市議会を視察

議会では、11月7日、旧上磯町と旧大野町が合併して誕生した北斗市の市議会を視察しました。

小泉議長、花巻副議長より、合併にいたった経過を説明いただいた後質疑に入り、合併協議における議会のかかわりや、ご苦労された点、合併前の議会運営などの違いを、合併後どう一本化していたのかなどについてお話をいただきました。

北斗市の旧両町は、まだ、財政的にも余裕があり当初は特に急いで合併の必要性を考えていなかったということですが、国の合併を進めて地方分権を行っていく考え方や、地方交付税を減らしていく姿を見たとき、お互いに早く合併をして将来のまちづくりを展望していくべきとの機運がまきおこり、合併をしたそうです。

両町とも、それぞれの歴史があり、財政的にもまだ余裕がある中で合併でしたが、小さな相違点はあるにしてもそれをお互いに理解しあいながら乗り越えての合併であったようです。

私たち議会も、今後の合併議論を深めていく、また、合併の議決に向かつての議論をするうえで、大変参考になるお話でした。

まちづくり懇談会を傍聴

11月13日から21日まで町内7ヶ所で開催された懇談会各会場に、各議員が参加し、傍聴しました。

懇談会での住民の方の質問やご意見は、議会での議論の参考にさせていただくことになると思います。



秋楽祭（喜中全校合唱）

編集後記

雪が舞い散る季節を迎えましたが、昨年と比べ、灯油の価格が高い状態で推移していることもあって、今年は寒さが一段と厳しく感じられる方も多いのではないのでしょうか。

さて、現在、留寿都村と、平成22年3月の合併に向け、限られた時間の中で、精力的に合併協議が進められております。

永い歴史を持つ両町村が合併するということは、そこに住む人々のいろいろな考えや思いが交錯し、容易なことではないと思います。

このような中で、両町村から選出された、合併協議会の委員の皆さんは、それぞれの住民の思いを重く受け止め、合併協議に臨んでいると思います。

私たち議会議員も、合併に向けた町民の思いや、様々な事柄について、研さんを積み重ね、来る時期には正しい判断をしていかなければならないと思っております。

（広報編集委員長 菊地光男）